

## 【参考6】

### 福利厚生事業に関する主な問合せ先一覧

ライフプランセミナーに関する内容についての、主な問合せ先を一覧表にまとめましたので、参考にしてください。

なお、福利厚生事業の担当窓口の詳細については、「令和5年度版福利のしおり」の6・7ページを参照してください。

内 容		問い合わせ先	電 話 番 号
退職手当	教職員課 給与制度・退職手当担当		048 (830) 6670
	さいたま市教職員については、さいたま市教育委員会学校教育部教職員給与課給与係		048 (829) 1655
	その他の市町村費教職員については、各市町村教育委員会		
年 金 制 度	福利課年金担当		048 (830) 6688
組合員・被扶養者の資格 (任意継続)	〃 資格管理担当	〃	6694
任意継続掛金	〃 経理担当	〃	6691
医療費等の給付金	〃 短期給付担当	〃	6696
特定健康診査・特定保健指導	〃 厚生担当	〃	6703
退職会員互助制度	〃 互助福祉担当	〃	6706
控除金関係	〃 互助福祉担当	〃	6706
貸付金の償還(返済)	〃 貸付・ライフプラン担当	〃	6701
共済組合事業に関する相談	〃 福利厚生等相談	〃	6689

※税金に関するお問合せは、管轄の税務署へお願いします。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」

(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>) も参考にしてください。